

## 信教の自由と宗教活動の限界

—問題提起—

桐ヶ谷 章  
(創価大学)

### 一 このテーマを選んだ理由

今回は、「信教の自由と宗教活動の限界」ということをめぐり、平野会員、紀藤会員とともに、ミニシンポジウムを行いたい。まず、私から問題提起をさせていただき、平野会員、紀藤会員の報告を受けて、質疑応答を行いたいと思う。それに先立ち、簡単に問題提起として、なぜこのような問題を選んだのか、およびこの問題を考える若干の視点等について、ご報告したい。

第一に、一九九五年を中心としたオウム真理教の数々の犯罪行為を契機に、宗教団体や宗教者の行う反社会的行為がクローズアップされてきた。宗教的信念ないし教義に基づいて行った行為が、社会と何らかの形で軋轢を生じたり、あるいは犯罪行為になるといったような場合に、信教の自由と社会的な利益ないし公共の福祉との兼ね合いなどを考えていかなければならない。このような問題は、ひとりこのオウム真理教事件に限らない。それ以前からも、統一教会の「靈感商法」と称される献金活動等、宗教団体の種々の活動をめぐって、消費者被害というような形で様々なトラブルが発生しており、そういう中で、宗教側の信教の自由、宗教活動の自由というものと、消費者

側の被害をどう調整していくかということも、大きな問題として考えていかなければならない。

第二に、エホバの証人の柔剣道拒否事件等に見られるように、宗教的信念に基づく行為と、それに負担を課す公的規制の兼ね合いを、どう捉えていくかというような問題も大きな問題として、クローズアップされてきている。

第三に、オウム真理教の事件を契機にして、宗教団体の宗教活動に対して、何らかの規制を加えなければならぬのではないかという動きも、一方において出てくる。国家権力から宗教団体に対して何らかの形で規制を加えていくということは極めて重大な問題である。これについて手をこまねいて放置すると、また世の中が大変危険な状態になってくる、あるいは国民が非常に迷惑を被る、というような側面もある。そのような問題をどう考えるべきなのかというようなことも、ひとつの問題点である。

周知のように、一九九五年の一連のオウム真理教問題を契機に、宗教法人法の改正がなされた。これも様々な評価の仕方があるが、国家の宗教に対する管理・監視への第一歩であるというような評価もできる。それに引き続いて、自民党のワーキンググループ等が、「宗教基本法」とか、「政教分離基本法」というような立法を画策して、宗教団体の活動に対して何らかの規制を加えていこうというような動きも見えていた。

最近の動きとしては、オウム真理教がまた活動を活発にしてきたというようなことに関連して、政府には「オウム真理教対策関係省庁連絡会議」が一九九九年五月二四日に発足し、また政党側でも「オウム真理教問題に対する有志国会議員の会」なるものが結成され、五月一九日には野中官房長官、野田自治大臣（いずれも当時）に対して、次ような申し入れをしている。

すなわち、①内閣の関係省庁による連絡組織を設けること、②紛争が生じている市町村に政府が情報提供などの支援を行うこと、③破防法の適用を再度請求する準備を行うこと、④教団の活動を規制するための法的措置を講ず

ること、等である。<sup>(1)</sup>

ここで一番問題になるのは、四番目の教団の活動を規制する為の法的措置を講ずるといふようなことが、政党から政府への申し入れとしてなされていることである。これは、比較的国民の耳にも入り易い話である。といふのも、オウム真理教が非常に危険なことをかつてはやった、それがまた各地域に進出している、自分たちの地域にそういうものが進出してきては困るといふような、国民的な世論がある。そういう世論を背景にして、それならばこの際オウム真理教に対して何らかの規制をする立法をしてもよいのではないか、というような動きもあるからである。

しかし、これを安易に認めることは極めて危険である。なぜならば、国家の宗教管理につながる恐れがあるからである。オウム真理教がいかに非道で反社会的であるからといって、そのようなひとつの宗教団体に対して国家権力が何らかの形で規制する立法をすることを認めるといふことは、他の宗教団体もやはり、同じようなことをされる可能性がある(気に入らない宗教を狙い撃ちにすることができるといふことを秘める問題である。よほど慎重に対処しなければ、取り返しをつかえないことになりかねない。とりわけ、宗教法人法改正以降の、宗教に対する国家からの管理を志向するベクトルの中にあつては、いつそう注意しなければならぬ)。

また、一方において、これは後ほど紀藤会員の方からも詳細な説明、報告があると思うが、日弁連は一九九九年三月二六日、「宗教的活動にかかわる人権侵害についての判断基準」(以下、「判断基準」といふ)を柱とする『反社会的な宗教活動にかかわる消費者被害等の救済の指針』なる意見書<sup>(2)</sup>(以下、「意見書」といふ)を採択公表した。とくにこれは公的な規制といふことではなく、宗教団体が自分の教団を健全に運営していくためのガイドラインという程度のものであるが、これも運用の仕方によっては、宗教に対する公的規制につながる恐れがある。なぜならば、日弁連という、法曹の一角を担う弁護士<sup>(3)</sup>の全国組織が、宗教団体についての一種の選別の基準を示す

ことになり、これは否応なしに宗教を公的に選別することにつながるからである。

以上のような理由で、信教の自由ということを基軸に考えながら、宗教的信念や教義に基づいて宗教活動を行なうて行く中で生じてくる社会や公的規制との様々な軋轢や衝突を、どのように考えていったらいいのかといったようなことを検討していきたいと思ひ、今回のミニシンポジウムにこのテーマを選んだ次第である。

## 二 日本における裁判例および基準

このように、信教の自由と宗教団体の宗教活動というものをめぐって、現在様々な問題が提起されているが、そのような問題に関して、明確な基準を示した日本における裁判例はあまり多くない。いくつかの裁判例について、鳥瞰しておきたい。

### 1 加持祈祷による傷害致死事件<sup>(3)</sup>

被害者の近親者から精神病の治療を依頼された僧侶(被告人)が、被害者に対し、線香護摩による加持祈祷を行った行為により、同人の身体に熱傷を負わせた上、殴打等を加えたこともあって、同人心臓麻痺によつて死亡させるに至つた事件につき、一、二審裁判所は被告人が傷害致死罪(刑法二〇五条)に該当するとの判決をし、被告人から上告。最高裁は次のように判示し、被告人を傷害致死罪で有罪とした。

憲法一二条、一三条の趣旨に照らし「信教の自由の保障も絶対無制限なものではない」。被告人の行為は「医療上一般に承認された精神異常者に対する治療行為とは到底認め得ない」。「一種の宗教行為としてなされたものであつ

ても、「他人の生命、身体等に危害を及ぼす違法な有形力」の行使により被害者を死に致したものである以上、被告人の該行為が「著しく反社会的」なもので、「憲法二〇条一項の信教の自由の保障の限界を逸脱したもの」である。

## 2 教会権事件<sup>(4)</sup>

教会牧師が建物侵入等の事件の犯人として追及を受けていた高校生二名を、親の依頼を受け教会内に宿泊させ、説得し、最終的には警察に任意出頭させた事件につき、犯人蔵匿罪(刑法一〇三条)に問われ起訴された。神戸簡裁は次のように判示して、この牧師を無罪とした。

教会活動は宗教行為として憲法二〇条により保障される。これに対する制約は「結果的に行為の実体である内面的信仰の自由を事実上侵すおそれが多分にあるので、その制約をする場合には最大限慎重な配慮を必要とする」。教会活動の自由と刑罰法規違反のいずれが優越するかは、具体的事情に応じて比較衡量によって判定される。本件所為は、「目的において相当な範囲にとどまり、手段方法において相当である」ので、「全体として法秩序の理念に反するところがなく、正当な業務行為として罪とはならない」。

## 3 日曜日の授業参観事件<sup>(5)</sup>

区立の小学校において恒例の年一回の日曜日授業参観を実施したところ、日本基督教団小岩教会の牧師と副牧師(夫婦)の子供達(当時六年と四年)は、参観授業の当日、両親の宗教的信念に基づく指導に従ってその主宰する日曜教会学校に出席し、学校の授業を欠席したため、指導要録に「欠席」と記載された。児童と両親が原告になり、

「欠席」記載の取り消しと損害賠償を求めて出訴したが、東京地裁は、次のような理由で請求を棄却した。

授業参観の日曜日実施は、必要かつ適切な措置であり法的な根拠に基づいている。「宗教団体がその宗教活動として宗教教育の場を設け、集会……をもつことは憲法に保障された自由であり、そのこと自体は国民の自由として公教育上も尊重されるべき」であるが、「公教育をし、これを受けさせることもまた憲法が国家及び国民に対して要請するところ」であり、その具体的実施については関係法規の定めるところに従い校長等に委ねられている。宗教教育に参加する児童に対して出席を免除することは、宗教、宗派ごとに「重複・競合の日数が異なるところから、結果的に、宗教上の理由によって個々の児童の授業日数に差異を生ずることを容認することになって、公教育の中立性を保つ上で好ましいことではない」。「公教育上の特別の必要性がある授業日の振替の範囲内では、宗教教団の集会と抵触することになったとしても、法はこれを合理的根拠に基づくやむをえない制約として容認しているものと解すべき」であり、原告らの被る不利益は受忍すべき範囲内にある。

#### 4 エホバの証人柔剣道授業拒否事件<sup>(6)</sup>

「エホバの証人」の信者であった神戸市立工業高等専門学校<sup>(7)</sup>の学生が、その教義、特に「国民は国民に向かって剣を上げず、彼らはもはや戦いを学ばない」との教えに従い、必修科目の体育の剣道実技について、準備運動には参加したものの、剣道の実技を拒否し、自主的に見学したため、原級留置・退学処分を受けた。これに対して、右学生が処分は信教の自由を侵害するとし、その取消しを求めて提訴した。一審は、剣道に代替する単位認定の措置をとると、「信教の自由を理由とする有利な扱い」をすることになり、「公教育の宗教的中立性に抵触するおそれがある」等の理由から、本件各処分は、裁量権の範囲内であるとして、学生の請求を棄却したが、二審は、信教の自

由も、「信仰が外部に対し積極的でないし消極的な形で表わされる場合に」制約されることはあるけれども、その適否は、「信教の自由を制約することによって得られる公共的利益とそれによって失われる信仰者の利益について」比較考量して決すべきだとし、本件各処分は「裁量権を著しく逸脱」したもので違法である旨判示した。

これにつき最高裁は次のように判示し、原判決（二審判決）を正当と判決した。

高専では、「剣道実技の履修が必須のものとはいい難く、体育科目による教育目的の達成は、ほかの体育種目の履修などの代替的方法によってこれを行うことも性質上可能」である。学生の実技拒否の理由は「信仰の核心部分と密接に関連する真摯なものであった」が、本件各処分は原級留置、退学という「重大な不利益」を被らせるものであって、学生がこれを避けるためには「剣道実技の履修という自己の信仰上の教義に反する行動を採る」以外にはなく、校長は「前記裁量権の行使にあたり、当然そのことに相応の考慮を払う必要があった」。学生が「自由意思により、必修である体育科目の種目として剣道の授業を採用している学校を選択した」からといって、上のような「著しい不利益」を学生に与えることが当然に許容されるものでもない。「代替措置として、例えば、他の体育実技の履修、レポートの提出等を求めた上で、その成果に応じた評価をすることが、その目的において宗教的意義を有し、特定の宗教を援助、助長、促進する効果を有するものということはできず、他の宗教者又は無宗教者に圧迫、干渉を加える効果があるともいえないのであって、その方法、態様の如何を問わず、憲法二〇条三項に違反する」とはいえない。「以上によれば、信仰上の理由による剣道実技の履修拒否を、正当な理由のない履修拒否と区別することなく、代替措置が不可能というわけでもないのに、代替措置について何ら検討することもなく、体育科目を不認定とした担当教員らの評価を受けて、原級留置処分をし、さらに、不認定の主たる理由及び全体成績について勘案することなく、二年続けて原級留置となつたため進級等規程及び退学内規に従つて学則にいう『学力

劣等で成業の見込がないと認められる者』に当たるとし、退学処分をしたという上告人〔校長〕の措置は、考慮すべき事項を考慮しておらず、又は考慮された事実に対する評価が明白に合理性を欠き、その結果、社会観念上著しく妥当を欠く処分をしたものと評するほかはなく、本件各処分は、裁量権の範囲を越える違法なものといわざるを得ない。

## 5 まとめ

1 については審査基準を取り立てて考慮するまでもなく、判断しうる事例である。3、4については、後述のアメリカにおける厳格審査基準が意識され、とりわけ、4の高裁判決、最高裁判決には、その思想が強く反映されているように思われる。2については、簡裁判決ではあるが、厳格審査基準の萌芽が見られ、この当時としては極めて格調の高い判決であると評価できる。このような裁判例の積み重ねの中で、日本においても、審査基準が確立してきているといえよう。

## 三 アメリカにおける裁判例および基準

アメリカにおいては、宗教活動に対する公権力の規制について、一九六一年のブラウンフェルド事件<sup>(7)</sup>、一九六三年のシャーパート事件<sup>(8)</sup>、一九七二年のヨード事件<sup>(9)</sup>等の連邦最高裁判決により、厳格な審査基準が確立されてきた。しかしながら、一九九〇年のスミス事件<sup>(10)</sup>において連邦最高裁は、その基準を変容し厳格な審査基準を放棄するかのような判決を下した。これに対し、連邦議会は、一九九三年、いわゆる「信教の自由回復法」を制定し厳格



な審査基準(シャーバート・テスト)を、判例法上の基準として再び採用させようと試みた。しかしこの連邦法は、一九九七年のバーニ市対フロレス事件判決<sup>(11)</sup>により、連邦最高裁によって違憲とされてしまった。これらの点については、前回瀧澤信彦会員の方から詳細な報告<sup>(12)</sup>があつたので、概略だけ述べておきたい。

### 1 厳格な審査基準

前述のシャーバート事件判決等により確立されてきた厳格審査基準は、「最も制限的でない手段」(least restrictive means)のテストもしくは比較衡量のテスト呼ばれる。規制の目的が「やむにやまれぬ公共的利益」(compelling public interest)であり、規制手段が必要最小限度のものであること (least restrictive means)を要する。これを要約すると次のとおりとなる。<sup>(13)</sup>

第一に公権力の規制を争う側は、まず、一定の行為を禁止もしくは命ずる規制が自己の宗教的行為に実質的な負担を課するものであることを証明しなければならない。ここに「実質的負担」とは、法律の文言上特定の宗教または宗教一般に対して差別的な負担を課する(その意味では直接的な強制がある)場合はもとより、法律の文言は特定の宗教または宗教一般に対して中立的であっても、適用上一定の宗教的行為の自由を妨げる効果を伴うことによつて負担を課する(その意味で間接的な強制しかない)場合をも含む趣旨を表す。

第二に裁判所は、もし前記負担が存在するときは、規制の有する公共的利益の重要性と宗教的行為の自由に対する負担とを比較衡量して、許否を決すべきである。比較衡量に際しては、公共的利益が宗教的行為に対する一定の負担を正当化するに足りるほど十分に重要なものに見える場合でも、その負担が宗教的行為の自由を圧する世俗的利益を促進するのに必要にして最小限度のものでない限り、無効とされる。

2 スミス事件判決<sup>(10)</sup>

この判決をきっかけに、前述の厳格審査基準が変容されたとされている。

事案は、アメリカンディアン教会の会員が、オレゴン州薬物法で使用が禁止されているペヨーテを教会儀式に神聖な目的で吸っていたとして職を解雇され、失業保健給付を申請したところ、州雇用局によって拒否されたことにつき、失業保険給付拒否が、宗教の自由な活動を侵害するか否かをめぐって争われたというものである。連邦最高裁は、次のように判示し右失業保険給付拒否を合憲とした。

「宗教の活動を禁止することが〔規制〕の目的ではなく、単に一般的に適用されかつその他の点では有効な規定の付随的效果として規制の結果が生じるような場合には、修正第一条は侵害されていない。……宗教の自由な活動の権利は、……有効かつ中立的な一般的に適用される法律に従う義務から個人を解放するものではない。……  
 『やむにやまれぬ利益』テストが、いやすくも適用されるべきであるとすれば、当該テストは、宗教上命令されたと考えられるあらゆる行為に全面的に適用されなければならない。そのような制度を採用する社会は、自ら招く無秩序状態に陥り、こうした危険は、宗教的信条の多様性に直接比例して増大していくにちがいないのである。……権利章典によって政府介入から保障される諸価値は、政治過程に委ねられる。〔宗教的活動への〕便宜供与(accommodation)を政治過程に委ねることは、広くいきわたっていない宗教的活動を相対的に不利な立場に置くことになるが、民主主義政府の不可避的帰結としては、各良心がそれ自体法となる制度に優先しなければならぬ」ということになる<sup>(14)</sup>。

本判決において、最高裁が立法府への敬讓を払ったことは、最高裁が衡量テスト、なかんずく「やむにやまれぬ利益」テストを放棄し、それによって憲法で保障された宗教的少数者の権利を見捨てる第一歩を歩み出したとも評

価  
で  
可  
る。

### 3 信教の自由回復法の制定

スミス事件判決に対する世論の批判を背景に、連邦議会は一九九三年、信教の自由回復法 (Religious Freedom Restoration Act—RFRA) を制定した。

その内容は、原則として、政府は一般的に適用される法によっても個人の宗教実践に実質的な負担を課してはならず、例外的にそれが許されるのは、①ある者に負担を強いることが必要不可欠の政府利益を促進し、かつ、②それが当該利益を促進する最も制限的でない手段であることを、政府が立証した場合のみである、というものであり、本法は、すべての連邦法と州法(地方自治体を含む)、およびその執行としてなされるすべての法的処置に適用されるとされ、本法によって国教樹立条項は何らの影響も受けない、とされた。

すなわち、スミス事件判決で放棄された(少なくとも大幅に後退した)、厳格な審査基準(シャーパート・テスト)を、立法により裁判所に受け入れさせようとするものであった。<sup>(15)</sup>

### 4 パーニ市対フロレス事件判決<sup>(1)</sup>

前述の連邦法(信教の自由回復法)に対し、連邦最高裁は、本件判決において違憲の判断をした。

事案は、パーニ市のある教会が教区の拡大によって日曜のミサの折りに座席に座れない者が多く出てきたことから、その教会を管轄する大司教が教会の拡張工事についての建築許可申請したところ、その直前に制定された条例に基づいて、この申請が棄却された。これを不服として大司教が申請棄却を違法とする訴訟を連邦地裁に提起した、

というものである。

信教の自由回復法の合憲性が中心的争点となり、一番は同法が違憲であるとし、二審では合憲とされたが、連邦最高裁は、六対三で違憲とした。その理由は、スミス判決を前提として、連邦議会は信教の自由回復法を制定するにあたって、憲法修正一四条五項（連邦議会の権限は憲法上の諸権利の保障を実施することに限定される）の権限を踰越したという点にある。

#### 四 日弁連意見書『反社会的な宗教活動にかかわる消費者被害等の救済の指針』について

##### 1 意見書の趣旨・内容

日弁連が一九九九年三月二六日に採択公表した、意見書『反社会的な宗教活動にかかわる消費者被害等の救済の指針』<sup>(16)</sup>は、前述のように「判断基準」をその柱にしている。この「判断基準」は、その策定に携わった弁護士等の担当した事件などから抽象・類型化される「反社会的宗教活動」の特徴をまとめたものであり、反社会的な宗教活動による被害者やその家族が弁護士や各種機関に相談にきたときに個々の事案を検討するための目安として、作成されたものとされている（一三頁）。

オウム真理教事件や霊感・霊視商法などの行き過ぎた反社会的活動については、社会的に深刻な影響を与えていることは事実であり、このような問題に対して積極的に取り組んできた日弁連および関係各位の姿勢や今回判断基準を提示しようとした努力には心から敬意を表するものである。また、宗教団体といえども、信教の自由の名の下に何を行ってもよいなどと考えるものでは毛頭ない。

しかしながら、この基準が一人歩きし、宗教に対する他律的な基準になっていくことも考えられる(それを目的にしていることは意見書の随所に見られる)、信教の自由という観点から見て、問題点も少なからず存在する。以下、建設的な意味において、いくつかの問題点を指摘する。<sup>(17)</sup>

## 2 基準の定立に対する若干の危惧と疑問

日弁連という公的機関が宗教活動のあり方につき一定の基準を定立したこと自体に対し、若干の危惧と疑問を感じる。

(一)まず、この意見書は、「弁護士が適正に対処」するための参考、相談窓口等における「問題を判断するに当たって参考」、もしくは家族等が「その宗教団体等の性格を判断する上で」の「一つの『ものさし』」とすることを目的としている(一一、一二頁)。立法化等を目指すものではないといふものの、「宗教家や宗教的活動を行っている人および法曹(弁護士、検事、裁判官)、そして市民が、宗教や精神世界に関する諸活動に関連するトラブルや人権侵害事件に直面したときに、その対応を誤らないために、判断の基準を提案したものである」(一二頁)以上、法的なレベルでもかなり有力な基準になってしまふ可能性がある。これは、公的に宗教を選別することにつながるおそれが高い。

(二)基準を抽象化することにより、宗教全体を投網にかけて判断しようとしているが、基準とされる行為の多くは、伝統的な宗教においても、抽象的には行われる可能性のあるものもある。基準を恣意的に当てはめ、ある宗教を「反社会的」であるとレッテルを貼ったり、逆に宗教の側はそれを恐れて活動が萎縮したりする恐れがある。

(三)また判断の方法についても、そもそも宗教は人の内面と外面の双方に関わるものもあるので、外形に現れた側

面のみを捉えて人権侵害か否かを判断しようとしていることは、必ずしも適切ではない。かといって、内面まで踏み込んで評価することはさらに危険である。このような類の基準を定立することの困難であるゆえんである。

(四)さらにいえば、そもそも宗教は多かれ少なかれ、人知でははかれない領域を有しており、その意味では、世俗的・社会的な常識を超えたところに存在する部分もある。「反社会的な宗教活動」というくくり方でこれらを断罪することの危険性を感じる。

(五)さらに根本的な問題として、基準を検討していくと、基準策定の基本的考え方の中に、宗教の布教活動を世俗的な領域における民法上の契約や商取引と同視しているのではないかと思われる節が見られることである。布教の自由はいうまでもなく宗教的宣伝の自由として、信教の自由の重要な内容をなす。契約や商取引における経済的活動の自由とは自ずと性質を異にする。したがって、その制限においても、経済的自由に対する制限とは異なる、慎重な配慮が必要なことは論をまたない。基本的人権に対する制約原理として、「二重の基準」が提唱されているゆえんである。基準策定の考え方の中に、宗教を欠陥商品の売買と同視するようなそれがいささかでもあるとしたら、極めて憂慮すべきことである。

### 3 個別の基準についての問題点

個別の基準についても、いくつかの問題点があるが、ここでは「1. 資金獲得活動について」を例にしてその問題点を指摘しておく。

ここにおける基準は、「被勧誘者の自由な意思決定に不当な影響を与える献金等勧誘行為は、もはや献金等の勧誘行為とは認められない」との考えを前提としており、「(1)献金等の勧誘にあたって、次の行為によって本人の自

由意思を侵害していないか」の①ないし④は、裁判例でいうところの「勧誘行為の方法が社会的相当性を逸脱する場合」を類型化したものという(一六頁)。しかし、以下のような疑問点がある。

(一) いずれも一見もつともらしい基準に見えるが、裁判例では具体的な状況を認定した上で、諸事情を総合的に判断し「社会的相当性」を判断している。具体的事案を離れ、ここに書かれているような類型化された抽象的基準だけで宗教を選別することが、果たして妥当であろうか。

(二) そもそも宗教上の献金は民法上の契約や商取引などのような取引行為ではないのであるから、これらの場面における自由意思と全く同義に解することはできない。

(三) とりわけ①(先祖の因縁やたたり、あるいは病氣・健康の不安を極度にあおって精神的混乱をもたらす)を基準にすることは、信仰や教義の中身に入つて判断することにもつながる。宗教においては、程度の差こそあれ吉凶禍福を説くことはごく通常のことである。それが世俗の目から見れば、常軌を逸していたり常識に反すると見られることも時にはあり得ることである。また、外形的・表面的に①のようなことは、多くの伝統的宗教にも見られる現象である。

(四) さらに宗教は、程度の差こそあるにしても、人知を超えた絶対的な存在や事象を信じるという側面をも有するものであることから、その場合の心理状態は合理的説明になじまないものであり、したがって、合理的説明が可能であることを前提とする自由意思というものを想定することが果して妥当なのかという疑問が残る。例えば、マインドコントロールや洗脳という言葉がよく使われ、このような状態にある場合は自由意思がないと評価されるものと思われるが、そもそもマインドコントロールや洗脳という心理状態と教義を信奉している心理状態からの信仰心の発露との線引きは極めて困難と思われる。

(五)さらにまた、献金の時点で宗教心・信仰心の発露としてなされた場合であっても、その後本人の宗教心等が失われた場合には、団体に騙されたという言い方をするのが一般的であり、その場合との違いがそれほど明確なのかという疑問もある。

(六)(4)の基準(一定金額以上の献金者に対しては、その宗教団体等の財政報告をして、使途についての報告はしているか)は、他の項目と別次元の問題である。他の項目が献金やその返還の際の問題として、献金それ自体に直接着目したものであるのに対して、(4)の項目は、その解説に、宗教団体の民主的運営や透明性を高めるとか、自己の運命をその宗教団体等に託すことができるか否かの客観的判断の材料を提供するなどとあり(二〇頁)、献金の在り方自体を直接問題としたものではなく、宗教団体の開示の在り方を問題としたものである。信者に財政報告するか否かはその宗教団体の教義・信仰や歴史・沿革・伝統、信者との関係の濃淡など<sup>(18)</sup>によって宗教団体が自律的に決すべきことであり、宗教法人法改正問題の際にも大いに議論のあったところである。財政報告していないから人権侵害のおそれがあるとか、反社会的であるというのは議論の飛躍である。

◇ ◇ ◇

以上のような問題意識を前提として、これから平野会員および紀藤会員から報告をしていただく。両会員に各約四〇分程度報告をしていただき、一〇分程度休憩を取って、その後三〇分から四〇分ぐらいを質疑応答にあてたい。

それでは平野先生。宜しくお願ひします。

(1) たとえば、讀賣新聞一九九九年五月二六日朝刊三面。

(2) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『宗教トラパルの予防・救済の手引き』(教育史料出版会、一九九九年)。





- (8) *Sherbert v. Verner*, 374 U.S. 205 (1963)
- (9) *Wisconsin v. Yoder*, 406 U.S. 205 (1971)
- (10) *Employment Division, Department of Human Resources v. Smith*, 494 U.S.872 (1990)
- (11) *City of Boerne v. Flores*, 138L.Ed.2d 624 (1997)
- (12) 龍澤信彦「宗教的自由の憲法保障の限界について」宗教法一八号二二五頁(一九九九年)。
- (13) 芦部信喜『憲法学Ⅲ人権各論』(一三五頁(一九九八年))。なお、野坂泰司「公教育の宗教的中立性と信教の自由」立教法学三七号一頁(一九九二年)参照。
- (14) *Employment Division, Department of Human Resources v. Smith*, 494 U.S.872 (1990) 878-890.
- (15) 信教の自由回復法については、花見常幸「信教の自由回復法と合衆国最高裁の判断」宗教法二七卷一九五頁(一九九八年)に詳しい。
- (16) 前記注(2)参照。なお、本文中の引用頁は同書の頁を示す。
- (17) 日井連の「意見書」「判断基準」に対する問題点を指摘したものととして、宗教法人問題連絡会編『「宗教ガイドライン」に対する見解』(二〇〇〇年)参照。
- (18) たとえば、桐ヶ谷章「宗教法人法の改正をめぐる問題点―宗教団体に対する管理の要素の導入の有無と是非―」創価法学二六卷二・三合併号九頁(一九九七年)、特に三三頁以下。